



発行  
東京都

目 次

規則

- 医療法施行細則の一部を改正する規則……(保健医療局医療政策部医療安全課)…一
- 告示

- 建築基準法による道路の指定の変更……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…四
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……(同)…五
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……(同)…五
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……(建設局道路管理部監察指導課)…八

- 国土調査の成果の認証(三件)……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…八
- 市街地再開発組合の理事長の変更……(都市整備局市街地整備部再開発課)…八

公 告

- 医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年7月22日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百四十一号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(昭和三十年東京都規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の四の見出しが「(診療用放射性同位元素使用器具等の備付届)」に改め、同条中「規則」の下に「第二十七条の三第一項又は」を加え、「診療用放射性同位元素又は」を「診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は」に改める。

第二十三条の五中「第二十七条第三項及び」を「第二十七条第三項、第二十七条の三第二項又は」に、「診療用放射性同位元素及び」を「診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は」に改める。

第二十四条第二号中「放射性同位元素装備診療機器に関する変更届」の下に「診療用放射性同位元素使用器具に関する変更届」を加える。

第二十五条第二号中「放射性同位元素装備診療機器廃止届」の下に「診療用放射性同位元素使用器具廃止届」を加え、同条第三号中「診療用放射性同位元素廃止後の措置届」を「診療用放射性同位元素使用器具廃止後の措置届、診療用放射性同位元素廃止後の措置届」に改める。

別記第二十二号様式<sup>1</sup>(裏)中「照射筒の遮へい」を「照射筒の遮蔽」に、「遮へいする」を「遮蔽する」に、「一次遮へい体」を「一次遮蔽体」に、「遮へい物」を「遮蔽物」に、

照射筒先端における照射野の直径	センチメートル
70キロボルト0.25ミリメートル相当量以上の取り外しができない後方散乱エックス線ジーアード構造	有・無

に

照射筒先端における照射野の直径	センチメートル
70キロボルト0.25ミリメートル相当量以上の取り外しができない後方散乱エックス線ジーアード構造	有・無

改め、同様式<sup>2</sup>表中「遮へい物」を「遮蔽物」に改める。  
片第

別記第一二三号様式片(裏)中「遮へい物」を「遮蔽物」に改める。

(第1回) 別記第二十四号様式片  
「放射線障害防止」を「放射線障害の防止」に、  
「謹く」と

「物」を「應敵物」に改め、同様式<sup>(第2表中片)</sup>「放射線障害防止」を「放射線障害の防止」に

(第2表中) 同様に「放身絶頂害防止」を「放身絶頂物」に改め

別記第二十五号様式片(第1裏中)「放射線障害防止」を「放射線障害の防止」に、「避へて

物」を「遮蔽物」に改め、同様式<sup>2</sup>(表中片)<sup>1</sup>「放射線障害防止」を「放射線障害の防止」に

「遮へい材料」や「遮蔽材料」とも。)

物」を「遮蔽物」に改め、同様式裏注意事項2中「50分1」を「50分の1」に改める。

別記第一二七号様式片(第1表中) 診療用放射性同位元素  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 備付届 お

「診療用放射性同位元素」  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素  
備付届

第28号様式（第23条の5関係）

東京都知事

殿

年 月 日

別記第二十九号様式の二中

診療用高工之<sub>ル</sub><sub>ギ</sub>一放射線發生裝置・診療用放射線照射裝置  
診療用放射線照射器具・放射性同位元素裝備診療機器  
診療用放射性同位元素・陽電子斷層攝影診療用放射性同位元素

## に関する 変更届

三

改める。

の診療用放射線照射器具  
医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条第3項の規定により、物理的半減期30日以下の医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の3第2項の規定により、診 療 用 医療法第15条第3項及び医療法施行規則第28条第2項の規定により、診 療 用 医療法第15条第3項及び医療法施行規則第28条第2項の規定により、診 療 用

放射性同位素使用器具  
放射性同位素元素

四

診療用放射性同位元素使用器具  
診療用放射性同位元素  
陽電子斷層攝影診療用放射性同位元素

病院名	住所	電話番号	( )	アカウント番号	( )
翌年使用予定期放射性物質診療所	在地	電話番号	( )	アカウント番号	( )

東京都知事

殿

管理者住所

氏名

印

年月日

診療用放射性同位元素使用器具  
診療用放射性同位元素  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

廃止後の措置届

年月日付けをもつて廃止した診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素については、下記のとおり措置したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第99条第3項の規定により届け出ます。

記

病院名	称	
診療所所在	地	電話番号( )アカハリ番号( )
診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素による汚染除去の概要		
診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要		

## 注意事項

診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を譲渡したときは、受領書の写しを添付すること。

- 1 ノの規則は、公布の日から施行する。  
 2 ノの規則の施行の際、この規則による改正前の医療法施行細則別記第二十二号様式から第二十八号様式まで、第二十九号様式の一、第三十号様式の二及び第三十号様式の三による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用する」とがであります。

## 告示

## ●東京都告示第八四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」と云ふ。)第四十二条第一項

第四号の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年七月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長 茂木竜一

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和七年六月二日	〔〕次に掲げる地番の全部	一四一・四六二一・〇七
第一項第四号の規定による道路	令和七年六月二日	昭島市中神町字東新烟千二百九十七番十四地先、千三百十三番十四番十七地先、同番十一、中神町字東武藏野千三百十四番四〇〇	一四一・四六二一・〇七八二・九四七九・八八
第一項第四号の規定による道路	令和七年六月二日	同番十六、中神町字西武藏野千三百九十番十九及び中神町字西武藏野千三百九十一番四〇〇	一四一・四六二一・〇七八二・九四七九・八八



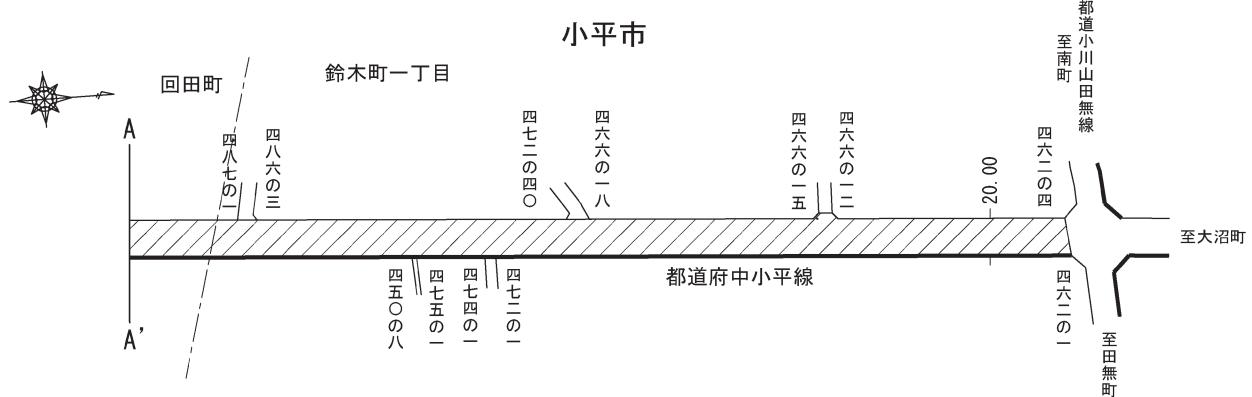
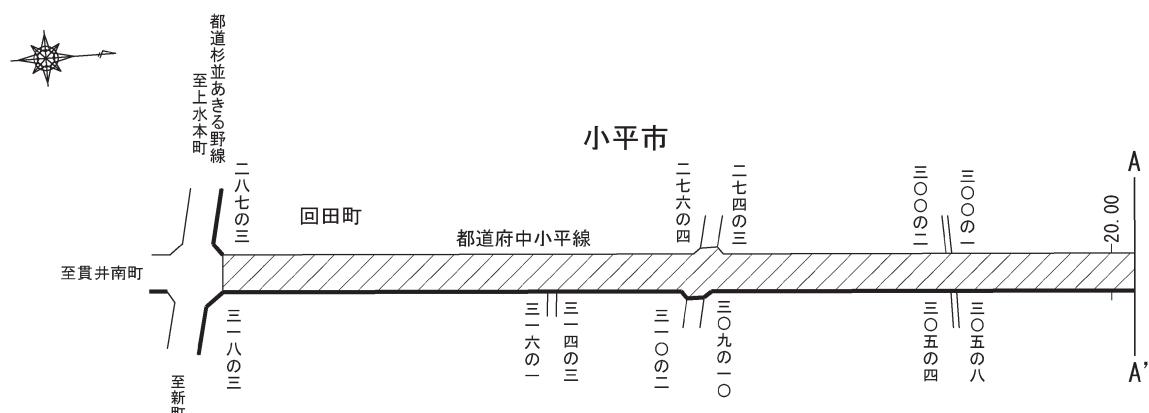
別

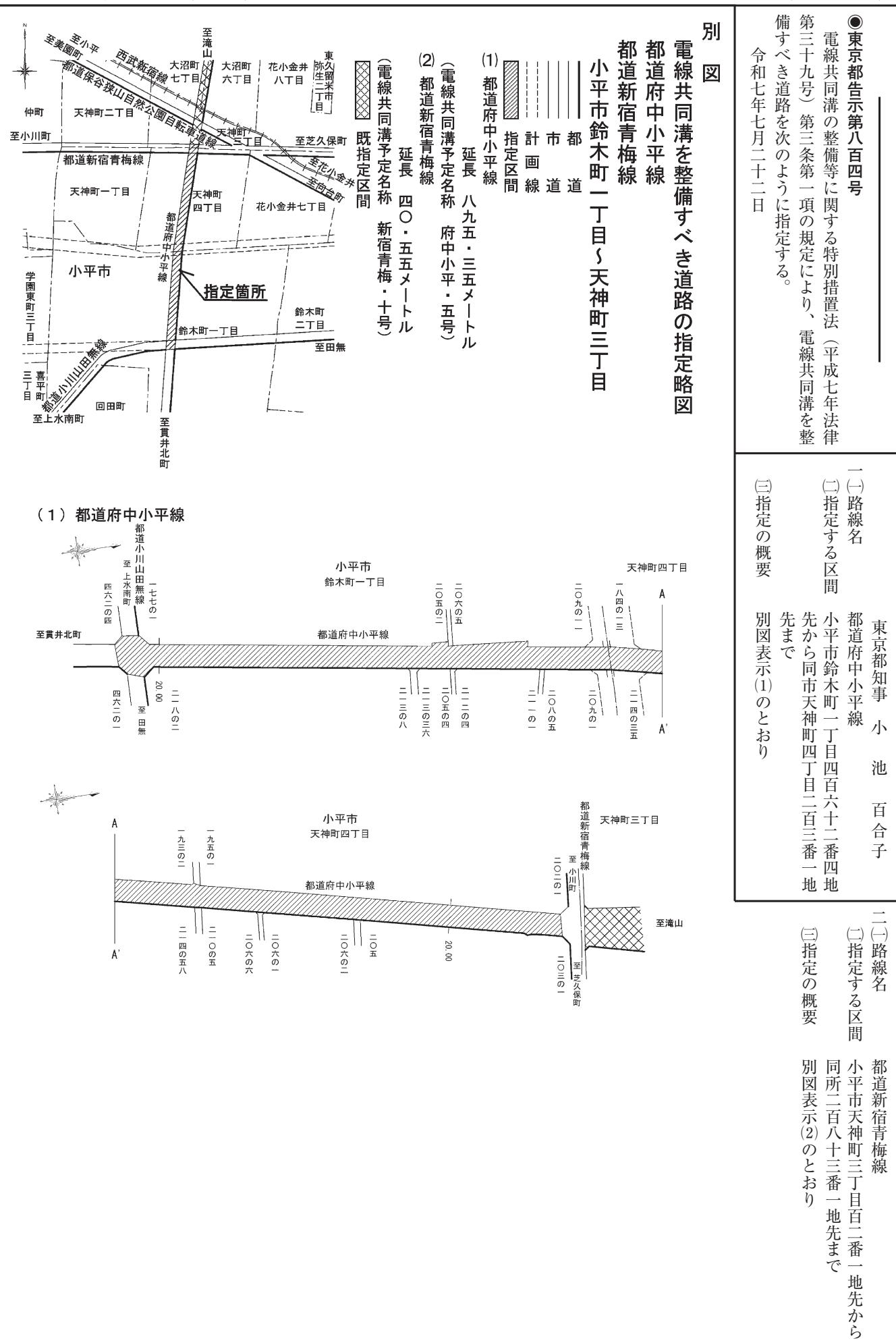
図

**電線共同溝を整備すべき道路の指定略図**  
**都道府中小平線**  
**小平市回田町から鈴木町一丁目**

都道  
市道  
計画線  
指定区間

(電線共同溝予定名称 延長 九九六・五三メートル)  
 府中小平・四号)







二 一  
住所 氏名  
品川区西品川一丁目二番一一三〇六号 仲俣悟

東京都知事 小池百合子

発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一(代)  
新宿区西新宿二丁目八番一号都

郵便番号 163-8001

定価一本号  
(郵送料を含む。) 三〇円印刷所勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号社  
○三(三八一二)五一〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このページは、再生紙で  
リサイクルして作成されました。